

菰野町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

(令和 4 年 1 月改訂)

菰 野 町

■■ 目 次 ■■

第1章 序論

- 1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ..... (P. 2)
- 2. 対象施設と計画期間..... (P. 4)
 - (1) 本計画の対象施設..... (P. 4)
 - (2) 計画期間..... (P. 4)

第2章 人口と財政の状況

- 1. 人口の状況..... (P. 6)
 - (1) 人口の推移と現状分析..... (P. 6)
 - (2) 人口の将来予測..... (P. 10)
- 2. 財政の状況..... (P. 14)
 - (1) 普通会計の歳入及び歳出の状況..... (P. 14)
 - (2) 普通会計における投資的経費の推移..... (P. 16)

第3章 公共施設等の現状と将来分析

- 1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算..... (P. 18)
 - (1) 公共施設の延床面積とその割合..... (P. 18)
 - (2) 公共施設保有面積の他市町村との比較..... (P. 20)
 - ① 三重県内市町の人口 1 人当たり公共施設面積..... (P. 20)
 - ② 三重県内市町の可住地面積当たり公共施設面積..... (P. 21)

③ 類似団体の人口 1 人当たり、可住地面積当たりの公共施設面積.....	(P. 25)
④ 同規模町村の人口 1 人当たり、可住地面積当たりの公共施設面積...	(P. 26)
(3) 公共施設の更新コスト試算.....	(P. 28)
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算.....	(P. 29)
(1) インフラ資産の現状.....	(P. 29)
(2) インフラ資産の更新コスト試算.....	(P. 30)

第 4 章 公共施設等管理の基本方針

1. 本町における基本方針と数値目標等.....	(P. 32)
(1) 基本方針.....	(P. 32)
(2) 数値目標等.....	(P. 32)
2. 庁内の推進体制.....	(P. 33)
(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり.....	(P. 33)
(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成.....	(P. 33)
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	(P. 34)
(1) 点検・診断等の実施方針.....	(P. 34)
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	(P. 34)
(3) 安全確保の実施方針.....	(P. 34)
(4) 耐震化の実施方針.....	(P. 34)
(5) 長寿命化の実施方針.....	(P. 34)
(6) 統合や廃止等の推進方針.....	(P. 35)
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	(P. 36)
(1) 公共施設.....	(P. 36)
① 行政系施設等.....	(P. 36)

② 社会教育、文化系施設.....	(P. 37)
③ スポーツ系施設.....	(P. 37)
④ 学校教育系施設.....	(P. 38)
⑤ 幼稚園・保育園.....	(P. 39)
⑥ 保健・福祉施設.....	(P. 40)
⑦ 公営住宅.....	(P. 40)
⑧ 公園施設等.....	(P. 41)
⑨ ごみ、資源処理施設.....	(P. 41)
⑩ その他.....	(P. 42)
(2) インフラ資産.....	(P. 42)
① 道路・橋りょう.....	(P. 42)
② 上水道.....	(P. 43)
③ 下水道.....	(P. 43)
5. 今後の課題と推進方策.....	(P. 44)
(1) 行政サービス水準等の検討.....	(P. 44)
(2) 住民との情報共有.....	(P. 44)
(3) PPP/PFI の活用について.....	(P. 44)

第 1 章

序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ
2. 対象施設と計画期間

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

我が国においては、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設等が今後一斉に高齢化するなど、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

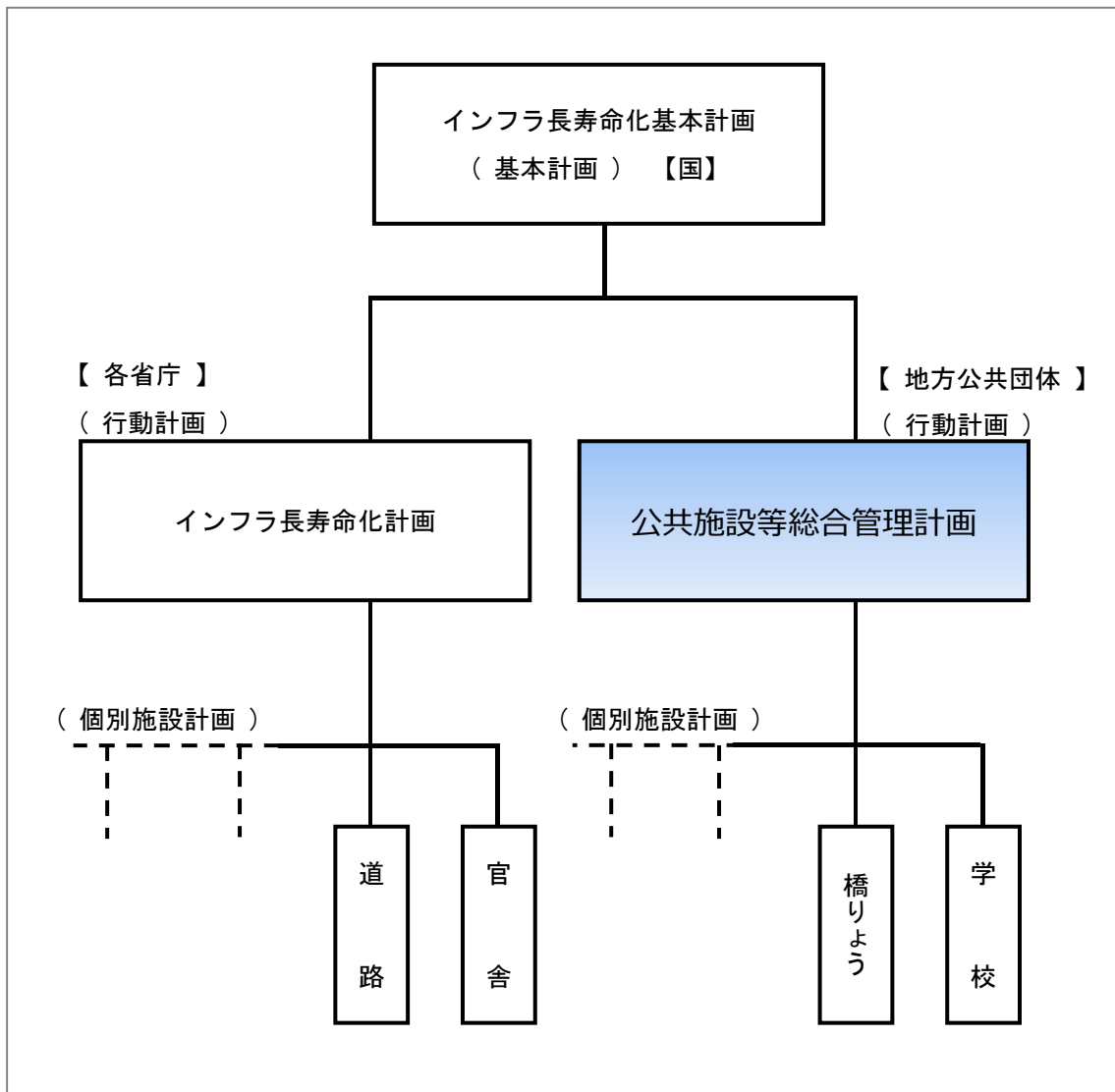
このような状況の中、国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識の下、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

また、地方公共団体においても、人口減少、少子高齢社会の進行による社会保障関係費の増嵩等による財政運営への影響が見込まれる中、人口動向の変化による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設等の老朽化対策に臨む必要があります。

本町においては、これまでも、幼稚園や保育園、小中学校、道路、橋りょう等の公共施設等について、優先的に児童や生徒に関わる建物の耐震化や全面改築等を実施し、橋りょうについても長寿命化修繕計画を基に修繕や耐震補強を実施するなど、適宜適切に対応してまいりました。

こうしたことを踏まえ、今後についても過去に建設された公共施設等を長期的な視点に立って、総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針として、「菰野町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。なお、本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき地方公共団体が策定する行動計画として策定するものです。

■ 計画体系イメージ



2. 対象施設と計画期間

(1) 本計画の対象施設

本町が所有する全ての公共施設（いわゆるハコモノ）及びインフラ資産を対象とします。

(2) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から平成 58 年度（2046 年度）までの 30 年間とします。

ただし、10 年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

なお、令和 2 年度公表の個別施設計画及び、総務省通知『公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項（令和 3 年 1 月 26 日）』に基づき、令和 4 年 1 月に改訂を行っています。

■ 図表 1-1：公共施設等分類表

区 分	大 分 類
公 共 施 設	行政系施設等 (庁舎、消防本部・署等) 保健・福祉施設 (保健福祉センター等) 社会教育、文化系施設 (町民センター、図書館等) 公営住宅 (町営住宅) スポーツ系施設 (体育センター等) 公園施設等 (建物、公園トイレ等) 学校教育系施設 (小学校、中学校) ごみ、資源処理施設 (清掃センター等) 幼稚園・保育園 (幼稚園、保育園) そ の 他 (斎場等)
インフラ資産	道 路 橋 り ょ う 上 水 道 (導・送・配水管、施設等) 下 水 道 (農業集落排水施設含む) (管渠、施設等)

第2章

人口と財政の状況

1. 人口の状況

2. 財政の状況

1. 人口の状況

「菰野町人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」といいます。）をもとに、人口の現在の状況と将来予測をみていきます。

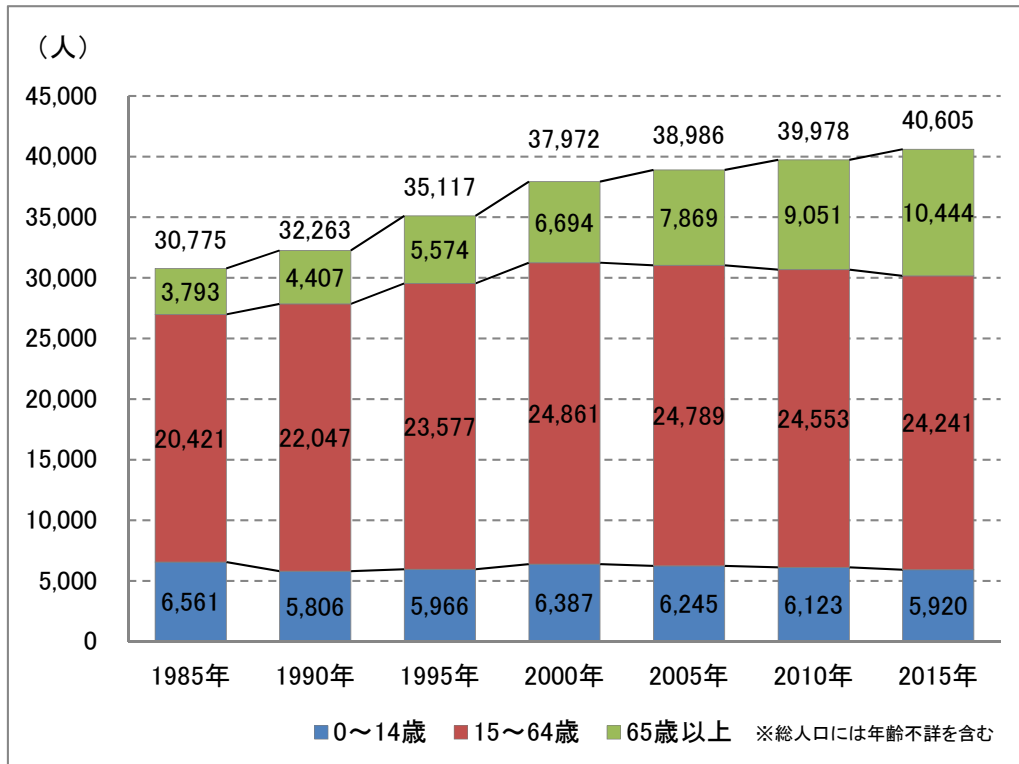
(1) 人口の推移と現状分析

本町の総人口は、全国的には人口減少社会となった今でも微増傾向で推移しています。

しかしながら、年少人口（0 歳～14 歳）は減少が続き、老年人口（65 歳以上）は一貫して増加を続けているため、少子高齢化は着実に進行しています。

また、生産年齢人口（15 歳～64 歳）も増加のピークを越え、微減傾向に入ってきており、今後、町税等の財政の歳入面でも影響が出てくることが予想されます。

■ 図表 2-1：人口の推移

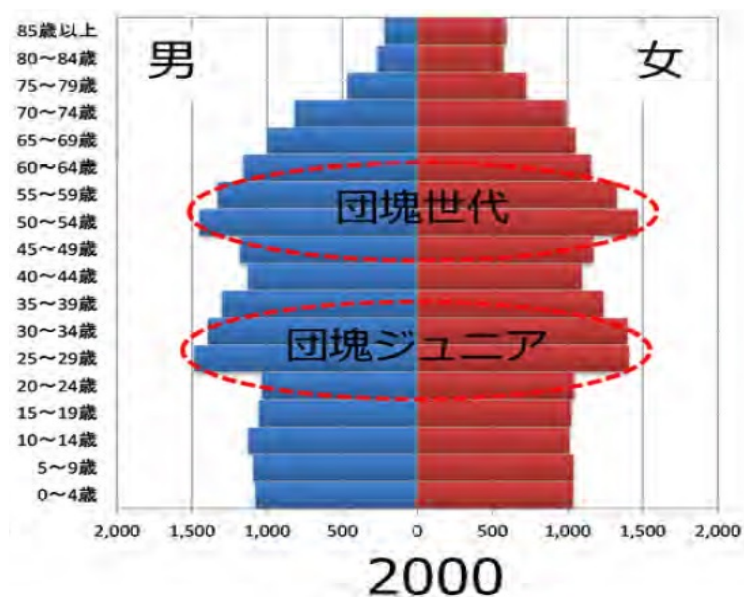


人口ピラミッド（5歳階級別・男女別の人口構成）をみると、「団塊世代」よりも「団塊ジュニア」のほうが人口はやや多く、「団塊ジュニア」が高齢世代に差しかかる30年後から、人口の高齢化に一層の拍車がかかると推測されます。

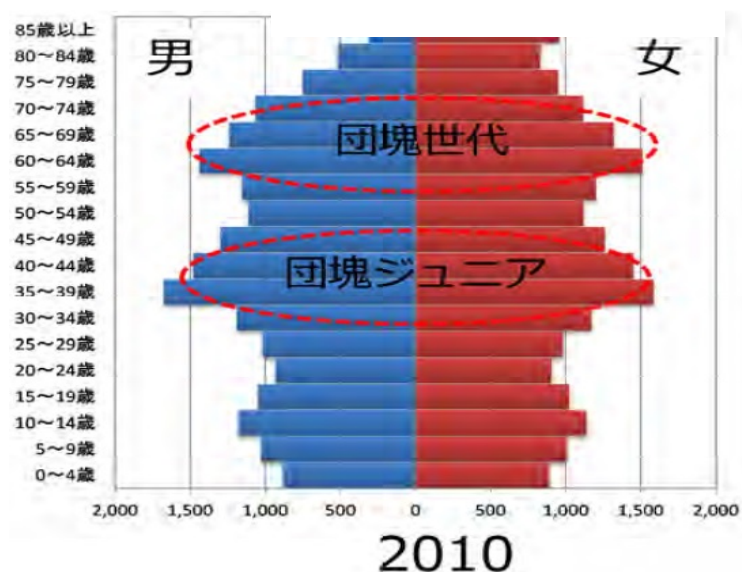
各年とも20～24歳の層が凹んでおり、進学・就職期に町外への転出が進んだものと考えられます。その一方で、25～29歳以降の層で徐々に人口が膨らむことから、本町には若年層が結婚・出産期等に転入超過になっているものと考えられます。

■ 図表 2-2：人口ピラミッド（5歳階級別・男女別人口構成）

平成12年（2000年）

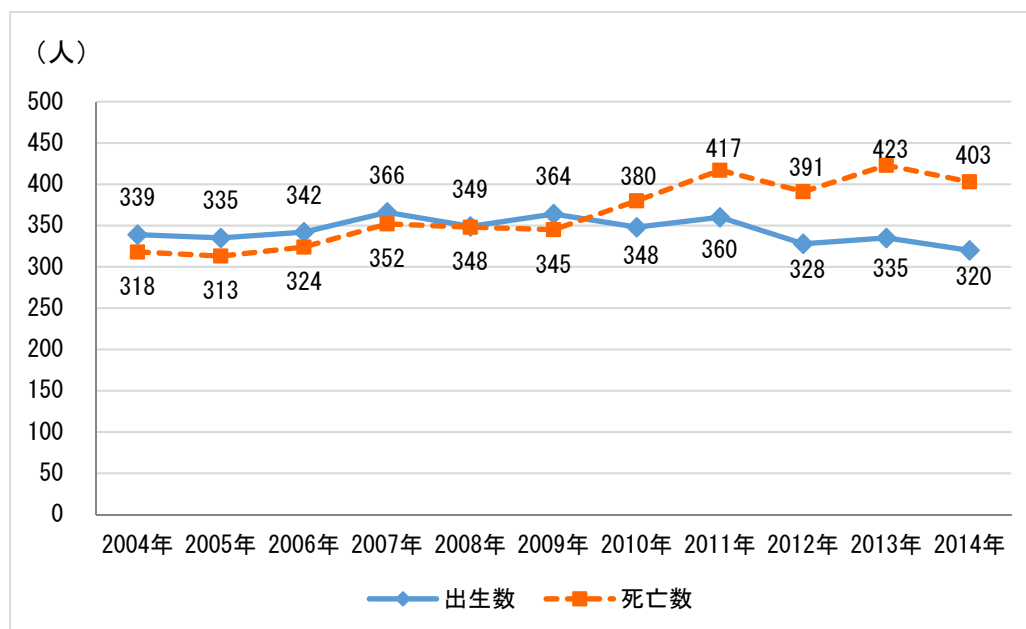


平成22年（2010年）

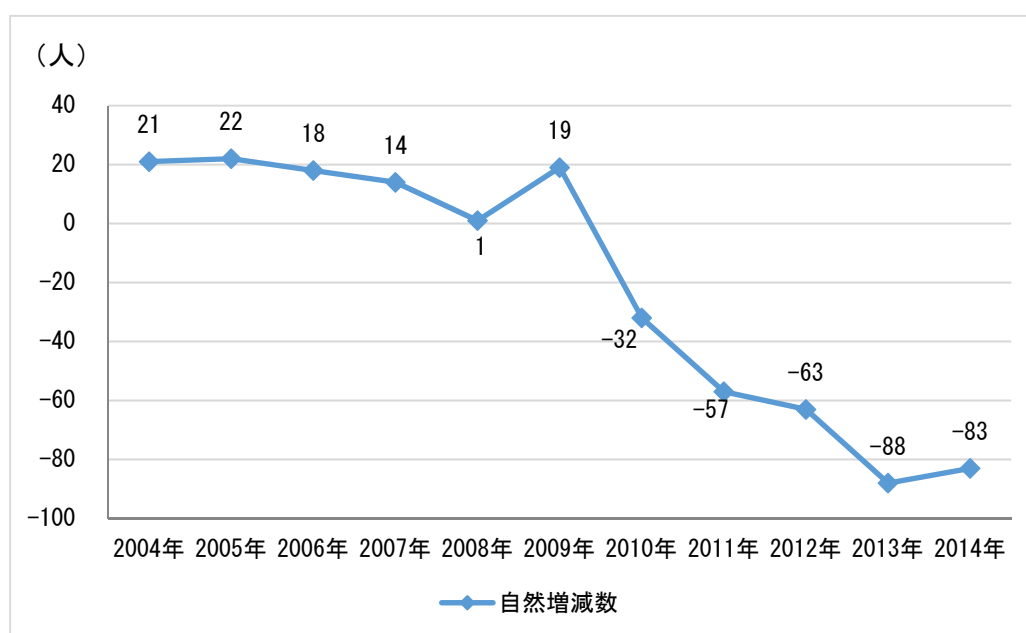


本町の出生数、死亡数の推移を見ると、平成 22（2010）年から出生数と死亡数の差である「自然増減」は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況に入っています。

■ 図表 2-3：出生数・死亡数の推移



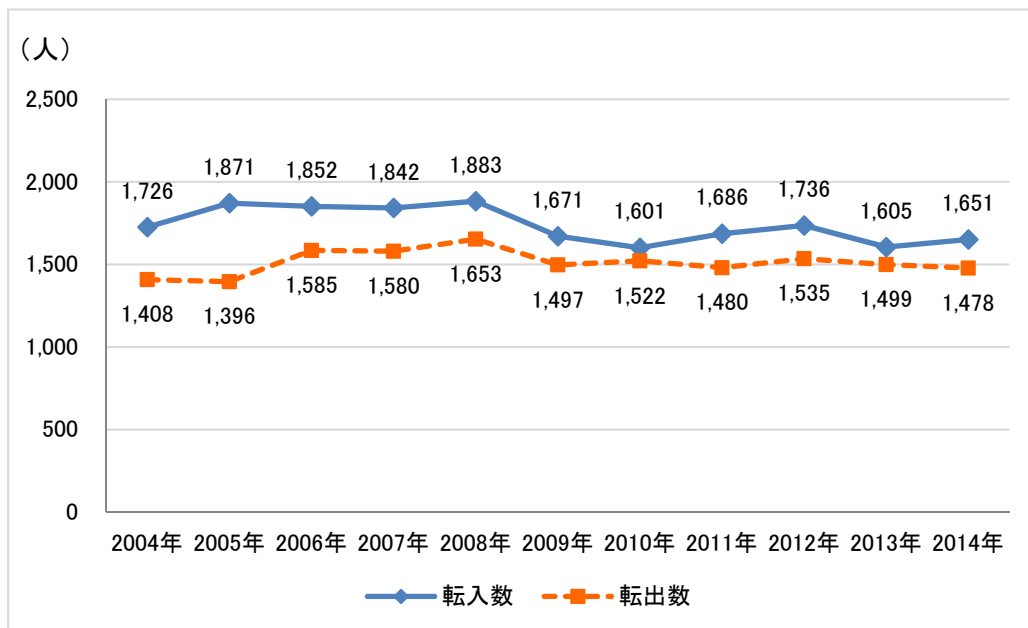
■ 図表 2-4：自然増減の推移



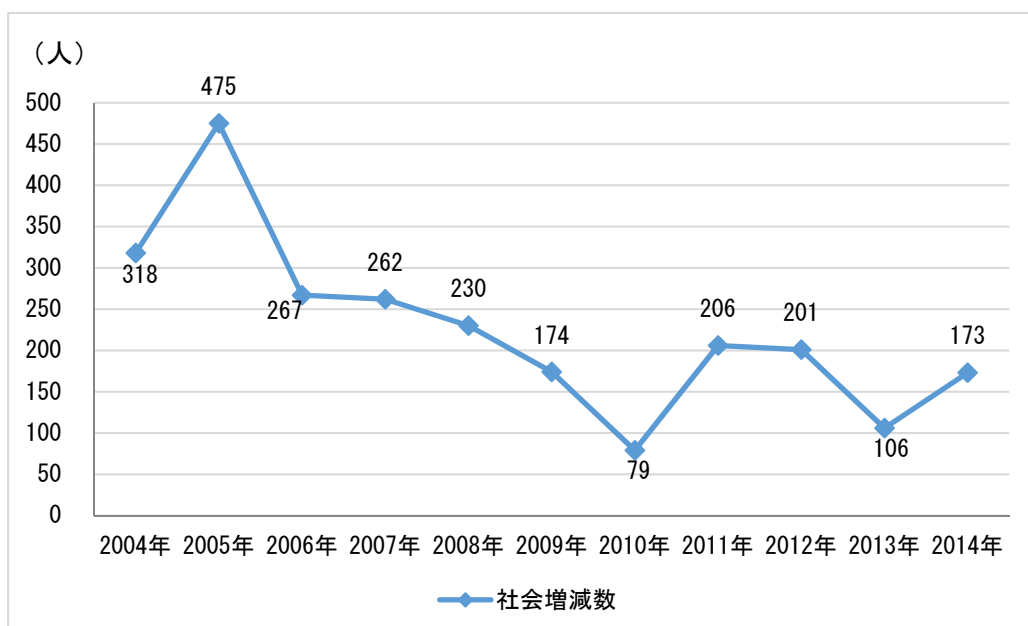
本町の社会増減は、一貫して転入数が転出数を上回る「社会増」の状態にありますが、ここ数年は転入数が微減傾向にあります。

2004～2009 年の 6 年間の社会増の平均が 287.7 人なのに対し、近年（2010～2014 年）5 年間の社会増は年平均 153 人に留まります。一方、図表 2-4（自然増減の推移）でわかるように、近年（2010～2014 年）の自然減は年平均 64.6 人となっていることから、社会増が 90 名以上減少すれば本町も人口減の状況に入る可能性があります。

■ 図表 2-5：転入・転出の推移



■ 図表 2-6：社会増減の推移

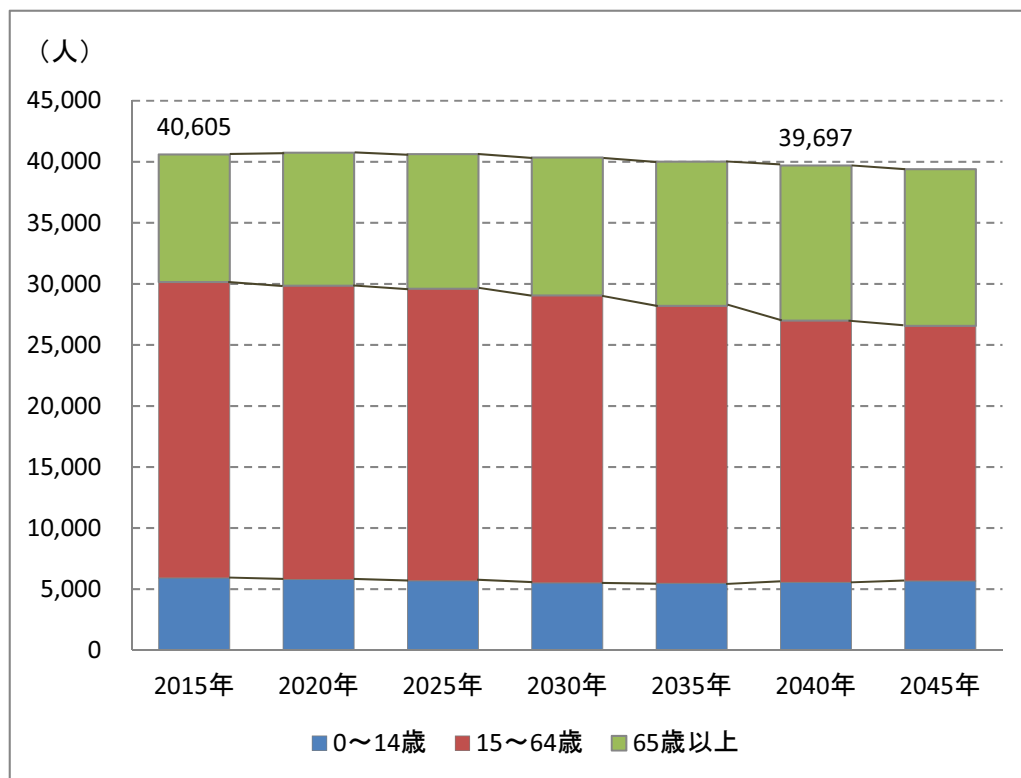


(2) 人口の将来予測

「人口ビジョン」が目指す本町の将来人口は、自然動態について、2015 年の合計特殊出生率を人口動態調査（2008～2012 年）の 1.56（子ども女性比率で 0.217）と設定し、2050 年に国や県が「結婚や出産の希望がかなった場合」としている 1.8 まで上昇し、そのままの推移で 2060 年に 1.91 程度になるものと想定します。

一方、社会動態については、一時期に比べると転入超過が少なくなってきており、町内における人口の受け皿としても、新たに大規模なものは考えにくい状況です。このため、現状レベルの転入超過が縮小しながら続いていくと仮定しています。

■ 図表 2-7 : 「人口ビジョン」が目指す将来人口推計

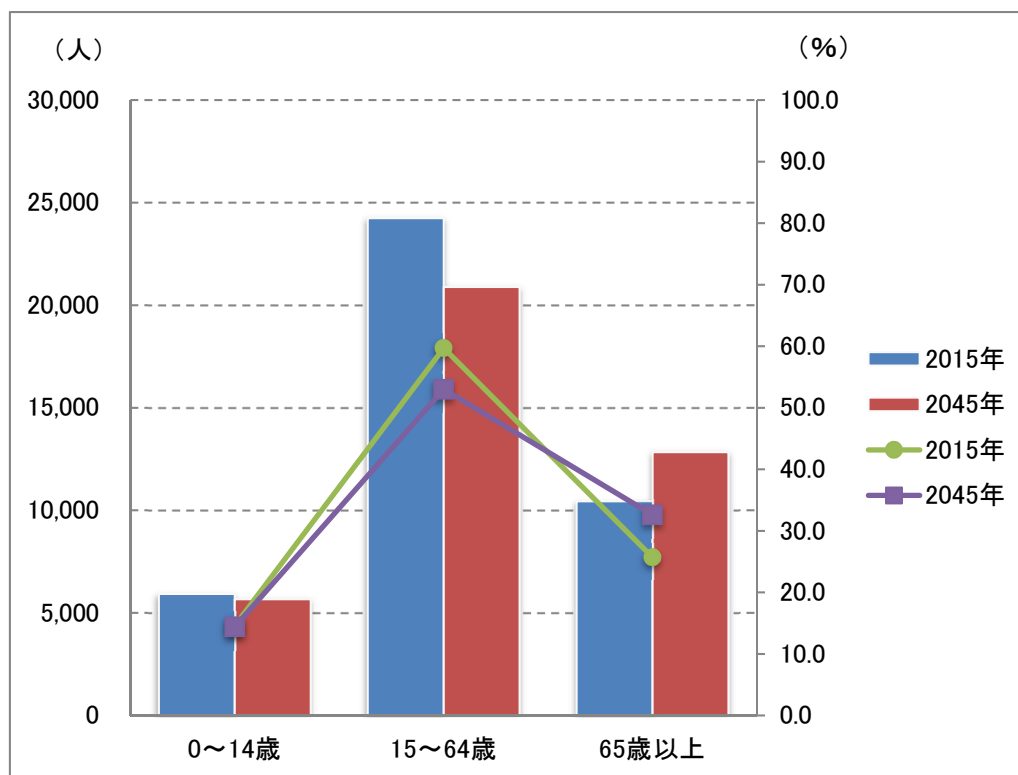


この推計では、本町の総人口は 2040 年に 39,697 人となる見込みです。

次に、図表 2-7 をもとに、本計画期間の年齢別人口と占有率をみておきます。

財政や施策の方針をはかる上で、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の割合を推測しておくことは大切だからです。

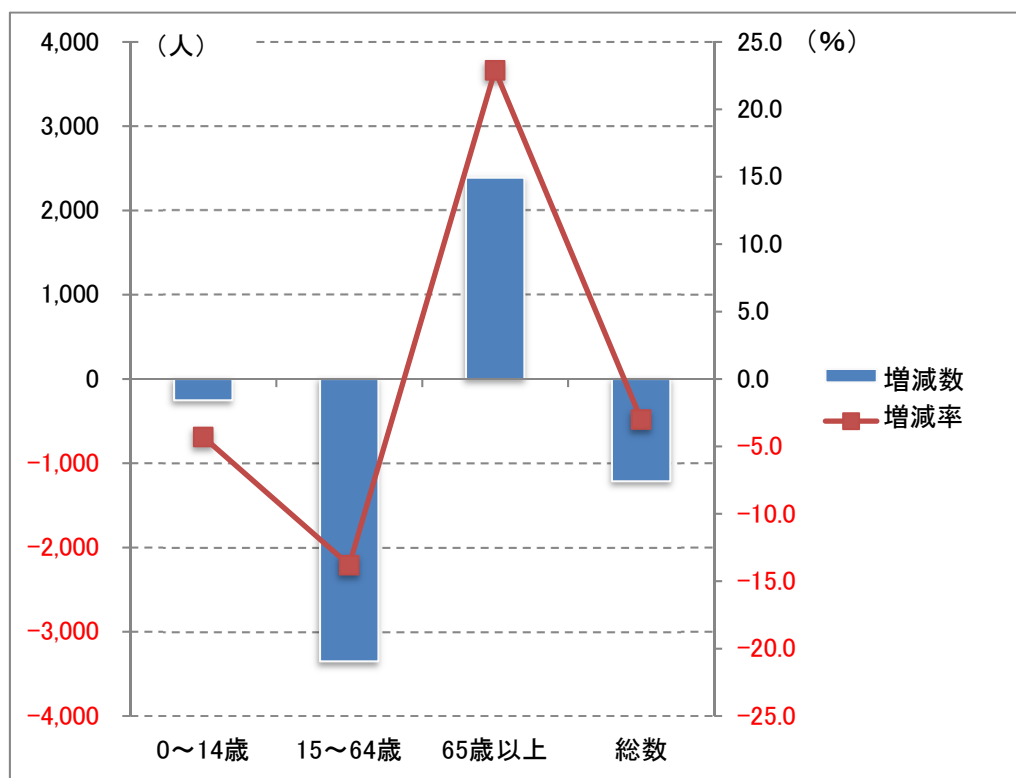
■ 図表 2-8：年齢別人口と占有率（2015 年から 2045 年まで）



このグラフから、30 年後の本町における年少人口（0 歳～14 歳）は大きな差が見られませんが、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の占有率が減少する一方、老年人口（65 歳以上）の占有率は増加することがわかります。

さらに図表 2-7 をもとに、年齢別人口の増減数と増減率をみていきます。

■ 図表 2-9：年齢別人口増減数と増減率（2015 年から 2045 年まで）



各年齢別の増減率：「2015 年から 2045 年までの増減数」÷「2015 年の人口」

このグラフから、年少人口（0 歳～14 歳）は微減ですが、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の人数がかなり減少することがわかります。その一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しており、高齢化が着実に進行することが見てとれます。

将来人口の推計からは 2015 年から 2045 年で人口の規模は大きく変わりませんが、年齢別人口の構成比が大きく変わることが見込まれます。

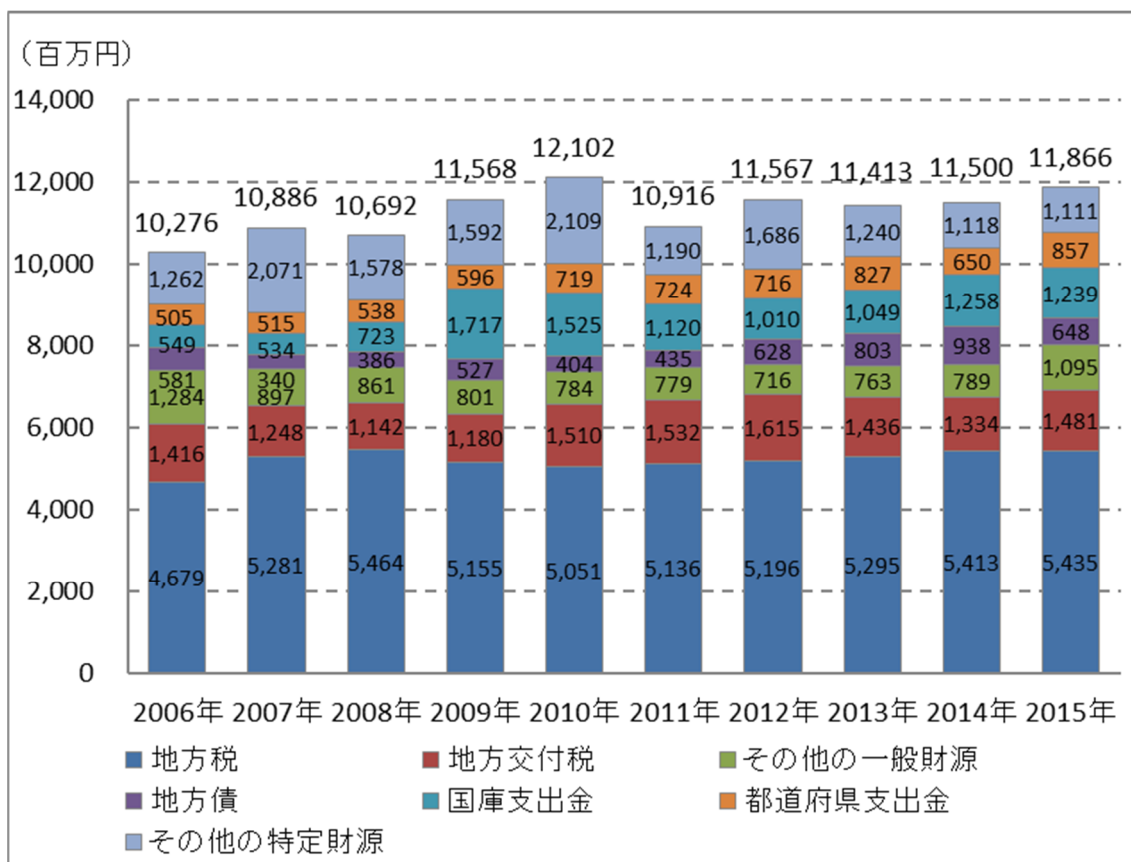
老年人口の増加や、社会経済を支える生産年齢人口並びに将来を支える年少人口の減少は、町税等の自主財源の減少や医療、介護等の社会保障関係費の増嵩等による財政運営や、公共施設のあり方等にも影響を及ぼすことが見込まれます。

2. 財政の状況

(1) 普通会計の歳入及び歳出の状況

次に、本町の過去 10 年間の財政状況を見ていきます。公共施設等を維持管理、更新していくためには、財政状況が大きく関係するためです。

■ 図表 2-10：歳入の推移（普通会計）

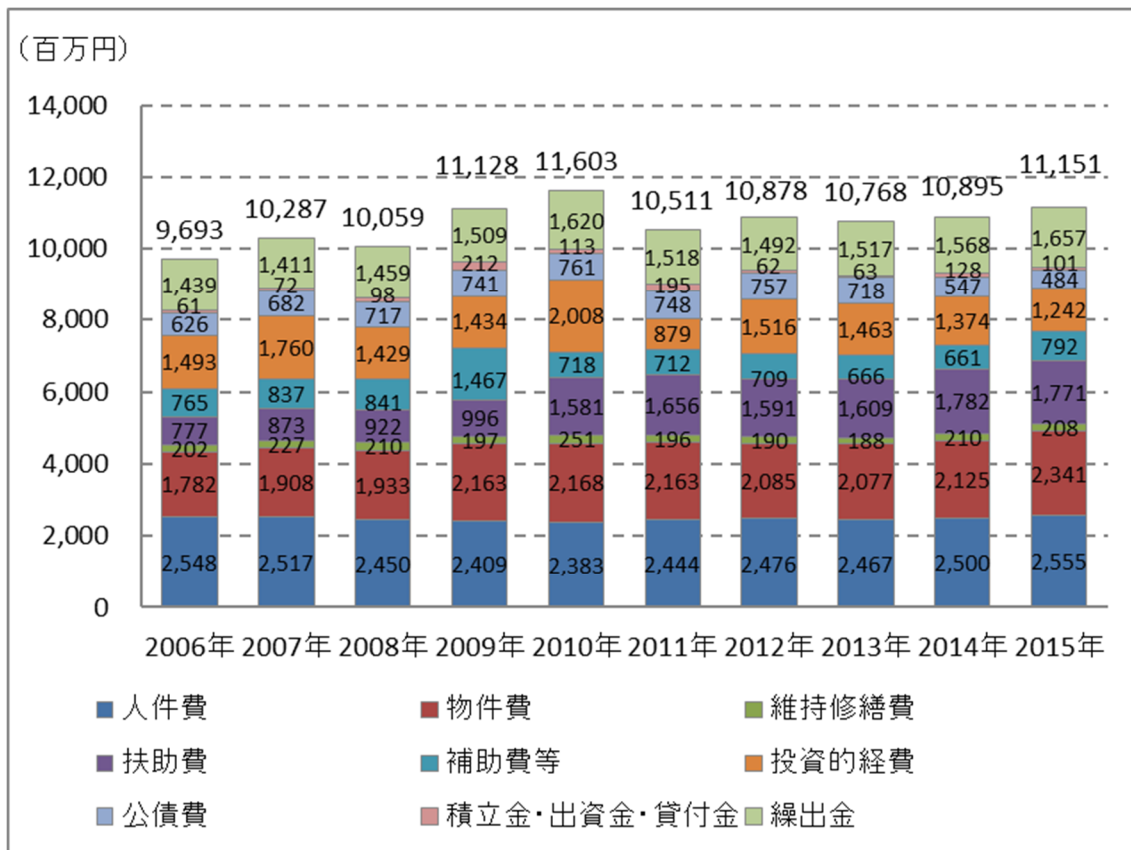


本町での「普通会計」とは、一般会計と土地取得特別会計の合計をいいます。

平成 27（2015）年度の普通会計の歳入は 118.7 億円です。その内訳は地方税が 54.4 億円と最も多く、次いで地方交付税 14.8 億円、国庫支出金 12.4 億円、その他特定財源 11.1 億円となっています。

歳入全体の推移は、年度ごとに増減はありますが、概ね 102～118 億円の幅であり、10 年間（2006～2015 年度）は、年平均 112.8 億円となっています。

■ 図表 2-11：歳出の推移（普通会計）



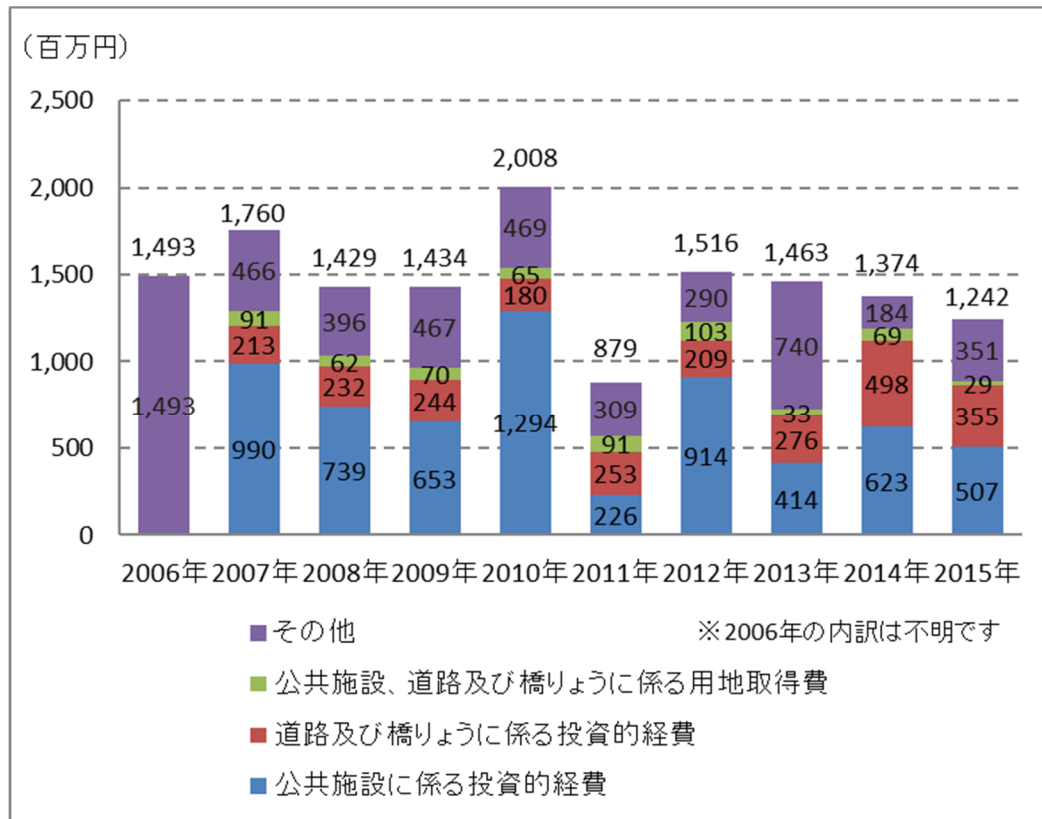
平成 27（2015）年度の普通会計の歳出は 111.5 億円です。その内訳は人件費が最も多く 25.6 億円、次いで物件費 23.4 億円、扶助費 17.7 億円、繰出金 16.6 億円となっています。

この 10 年間では「物件費」（委託料、需用費、使用料等）と「扶助費」（高齢者や児童、障がいのある方などへの社会保障給付）が年々増加傾向にあり、物件費はこの 10 年間で 1.3 倍、扶助費は 2.3 倍となっています。

また、本計画にとって重要な経費である「投資的経費」（公共施設と道路、橋りょう等かけられる経費）は、過去 10 年間（2006～2015 年度）で総額 146.0 億円（年平均 14.6 億円）となっています。

(2) 普通会計における投資的経費の推移

■ 図表 2-12：投資的経費の推移（普通会計）



普通会計における投資的経費には、公共施設（いわゆるハコモノ）と、道路、橋りょうの経費が含まれています。過去9年（2007～2015年度）の投資的経費のうち、公共施設に係る投資的経費は総額63.6億円（年平均7.1億円）となっています。

第3章

公共施設等の現状と将来分析

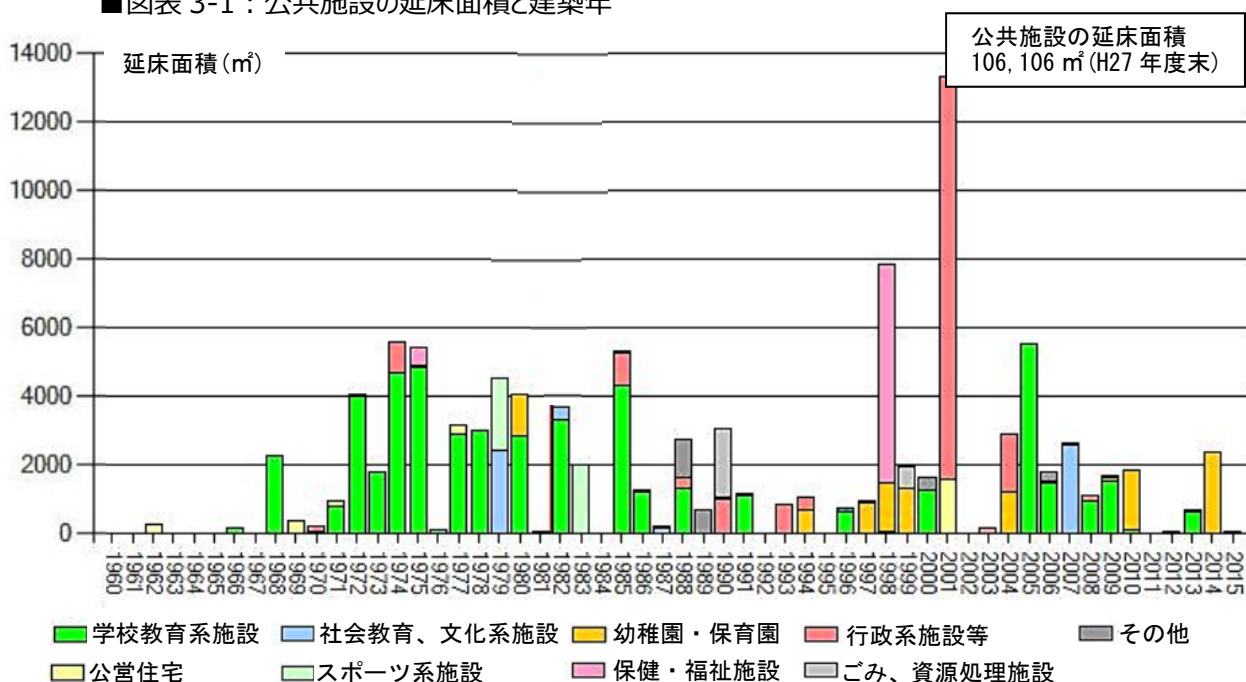
1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算

1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算

(1) 公共施設の延床面積とその割合

図表 1-1（公共施設等分類表）で掲げた施設のうち、公共施設（いわゆるハコモノ）の延床面積と建築年の分布をみていきます。

■図表 3-1：公共施設の延床面積と建築年

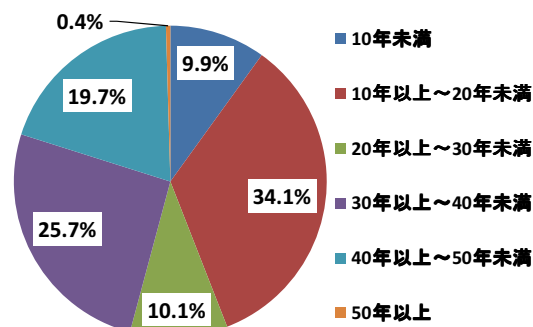


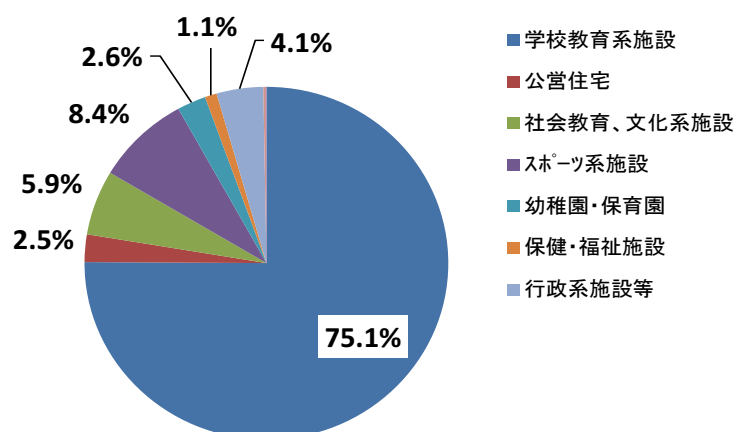
平成 27 年度末の公共施設の延床面積の合計は 106,106 m²であり、このうち建築後 30 年以上を経過している施設は全体の 45.8%となっています。建築後 30 年以上を経過している施設のうち 75.1%を学校教育系施設が占めています。

■図表 3-1-1 施設保有量の推移

	計画策定時 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延床面積	106,106m²	109,907m²	109,907m²	109,907m²	109,862m²
計画策定時比	-	103.58%	103.58%	103.58%	103.54%

■図表 3-2：施設建築後経過年数ごとの割合

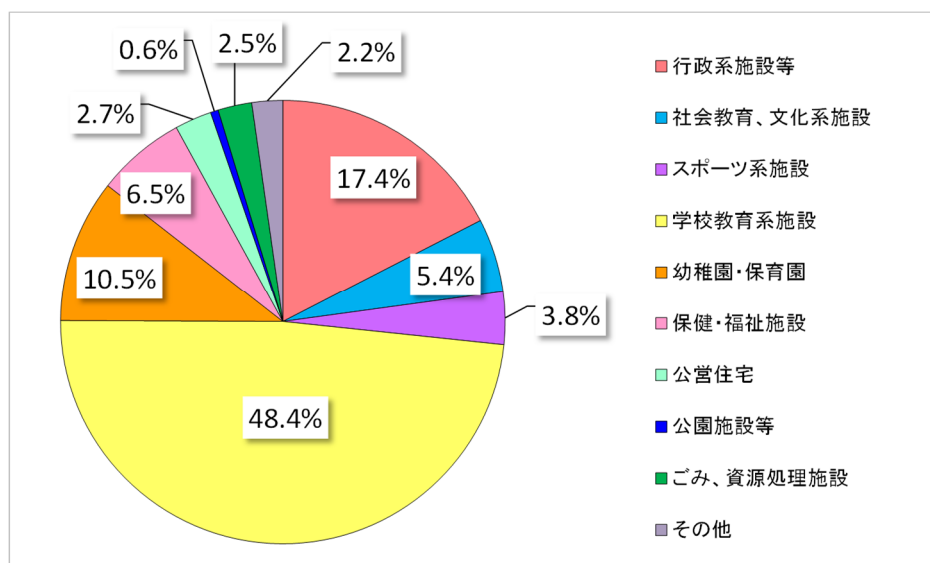




■図表 3-3：建築後 30 年以上の施設の分類別の割合

次に、公共施設の分類別の延床面積の割合をみていきます。

■図表 3-4：公共施設の延床面積の割合（分類別）



延床面積の割合が最も大きいのは学校教育系施設で 48.4%となっています。次いで、行政系施設等が 17.4%、幼稚園・保育園が 10.5%、保健・福祉施設が 6.5%となっています。

図表 3-1、3-3 でも見られるように、学校教育系施設は建築年の古い施設が多く、耐用年数の超過に伴い更新（いわゆる建て替え）の時期が迫ってきますので、これまで以上の老朽化対策が必要になってきます。また、第 2 章（人口と財政の状況）から、人口減少、少子高齢化社会の中で自主財源の減少や医療、介護等の社会保障関係費の増嵩等による財政運営や公共施設のあり方等にも影響を及ぼすことが見込まれますので、それに対応する形で公共施設のあり方を検討していくことも重要となってきます。

(2) 公共施設保有面積の他市町村との比較

公共施設の保有面積について、『人口1人当たり公共施設面積』と『可住地面積当たり公共施設面積』という2つの数値により他市町村と比較していきます(総務省「平成26年度公共施設状況調」、「統計でみる市区町村のすがた2016」を基に比較)。

それぞれの市町村を取巻く環境が異なりますので一概には言えませんが、これらの数値が大きければ大きいほど、将来の公共施設の更新に係る財政的負担が大きくなることが見込まれるため、参考指標として把握するものです。

$$\begin{aligned} \text{人口1人当たり公共施設面積 (㎡/人)} &= \text{公共施設面積 (㎡)} / \text{人口 (人)} \\ \text{可住地面積当たり公共施設面積 (㎡/ha)} &= \text{公共施設面積 (㎡)} / \text{可住地面積 (ha)} \end{aligned}$$

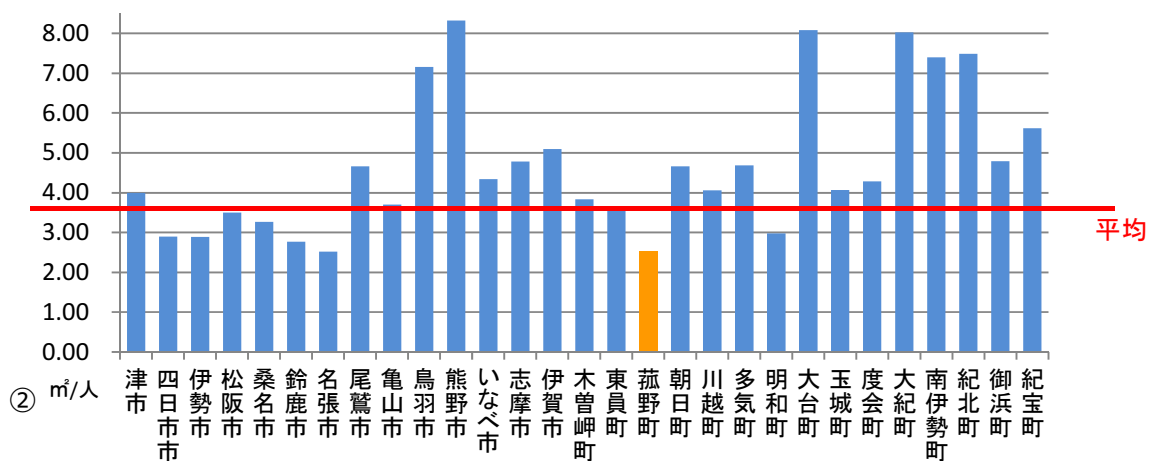
① 三重県内市町の人口1人当たり公共施設面積

まず、三重県内市町の状況と比較していきます。

本町の『人口1人当たり公共施設面積』は2.54㎡/人となっています。

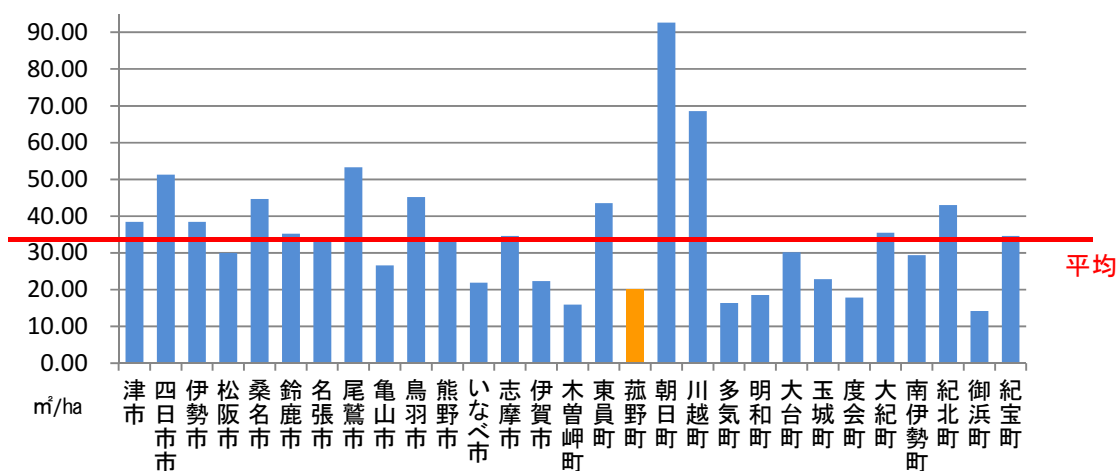
三重県内29市町の加重平均(29市町を1つの団体であると仮定した場合の数値)による『人口1人当たり公共施設面積』は3.68㎡/人となっており、本町の数値は三重県内市町平均よりも低くなっています。なお、加重平均により人口の多い団体の影響が大きくなることも考えられるため、中央値(データを小さい順に並べたとき中央に位置する値)を見ると4.29㎡/人となっており、これと比べても本町の数値は低いことがわかります。

■図表 3-5：三重県内市町の人口1人当たり公共施設面積



本町の『可住地面積当たり公共施設面積』は 19.96 m²/ha となっています。三重県内市町の加重平均による『可住地面積当たり公共施設面積』は 33.53 m²/ha となっており、本町の数値は三重県内市町平均よりも低くなっています。なお、加重平均により可住地面積の大きい団体の影響が大きくなることも考えられるため、中央値を見てみると 33.45 m²/ha となっており、これと比べても本町の数値は低くなっていることがわかります。

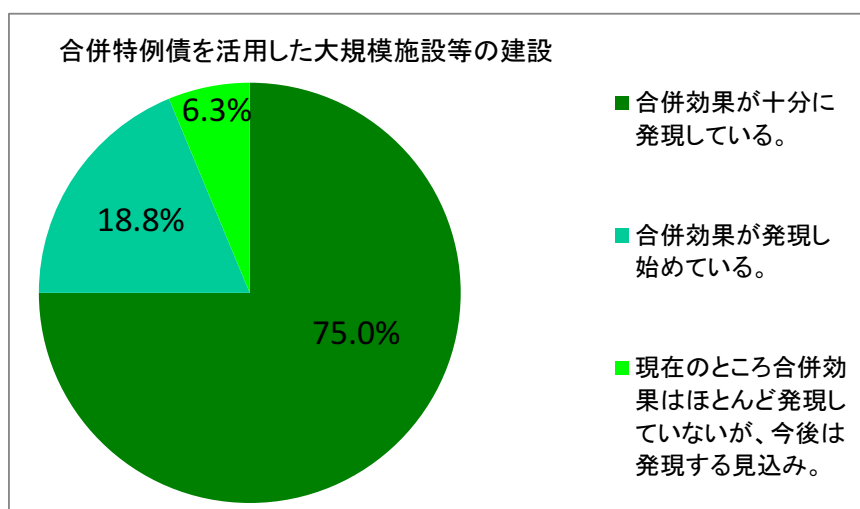
■図表 3-6：三重県内市町の可住地面積当たり公共施設面積



以上、三重県内市町の状況と比較してきましたが、いわゆる「平成の合併」では、平成15年当時、三重県内に69あった市町村が現在の29市町に再編されました。

三重県が行った、三重県内16の合併市町を対象とした「合併市町状況調査」（平成27年／三重県）によると、合併の効果における「合併特例債を活用した大規模施設等の建設」の調査項目について、16市町すべてが『合併効果が「十分に発現」、「発現し始めている」、「今後は発現する見込み」』と回答しています。

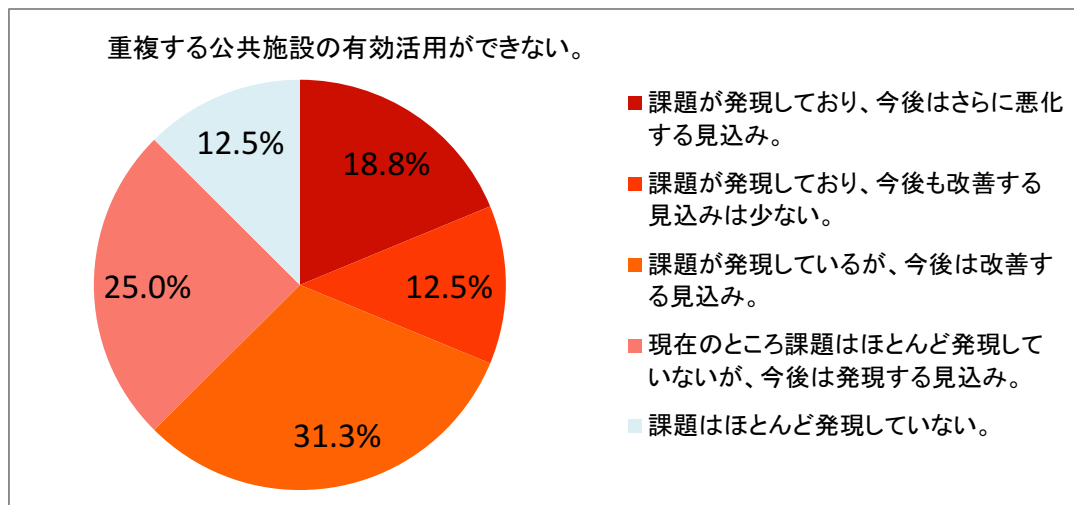
■図表 3-7：合併の効果に関する回答



「合併市町状況調査」（平成27年／三重県）を基に作成

その一方で、合併後の課題における「重複する公共施設の有効利用ができない。」の調査項目について、『課題はほとんど発現していない』と回答しているのは 16 市町のうち 2 団体のみで、残りの 14 団体は『課題が「発現しており、今後はさらに悪化する見込み」、「発現しており、今後も改善する見込みは少ない」、「発現しているが、今後は改善する見込み」、「現在のところほとんど発現していないが、今後は発現する見込み」』と回答しています。

■図表 3-8：合併の課題に関する回答



「合併市町状況調査」（平成 27 年/三重県）を基に作成

合併団体においては、同用途の施設が旧市町村それぞれに存在することや合併前後に建設した施設の維持管理費等による財政負担、重複する公共施設の統廃合等、合併に関連した公共施設に対する課題も見込まれますので、「平成の合併」において合併した団体と合併していない団体とを区分して状況を見ていくこととします。

「平成の合併」において合併した県内市町の加重平均による『人口 1 人当たり公共施設面積』は 3.83 m²/人、『可住地面積当たり公共施設面積』は 34.16 m²/ha となっています。

そして、「平成の合併」において合併していない県内市町の『人口 1 人当たり公共施設面積』は 3.23 m²/ha、『可住地面積当たり公共施設面積』は 31.51 m²/ha となっており、これと比較しても本町の数値は低くなっていることがわかります。

■図表 3-9：合併していない市町の状況

合併していない市町の状況	菰野町	平 均
人口1人当たり公共施設面積（m ² /人）	2.54	3.23
可住地面積当たり公共施設面積（m ² /ha）	19.96	31.51

③ 類似団体の人口 1 人当たり、可住地面積当たりの公共施設面積

三重県内市町の状況と比較してきましたが、市と町村とでは行政権能の差があり、これが公共施設の保有状況にも関連することが見込まれることから、「類似団体」の状況を見ていくこととします。「類似団体」とは、総務省が人口と産業別就業人口の構成比を基準に態様が類似している団体ごとに作成している類型のことで、本町と同じ類型の類似団体は全国に 134 団体あります。

■図表 3-10：類似団体の類型

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次80%未満
		Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満	
		類型2	類型1	類型0
人口	0以上～5,000未満 類型Ⅰ	I-2 80団体	I-1 29団体	I-0 137団体
	5,000以上～10,000未満 類型Ⅱ	Ⅱ-2 91団体	Ⅱ-1 43団体	Ⅱ-0 107団体
	10,000以上～15,000未満 類型Ⅲ	Ⅲ-2 81団体	Ⅲ-1 27団体	Ⅲ-0 44団体
	15,000以上～20,000未満 類型Ⅳ	Ⅳ-2 78団体	Ⅳ-1 19団体	Ⅳ-0 29団体
	20,000以上～ 類型Ⅴ	V-2 134団体	V-1 21団体	V-0 8団体

類似団体 134 団体の加重平均による『人口 1 人当たり公共施設面積』は 3.69 m²/人となっており、本町の数値は類似団体平均よりも低くなっています。なお、中央値は 3.22 m²/人となっています。

また、類似団体 134 団体の加重平均による『可住地面積当たり公共施設面積』は 28.04 m²/ha となっており、本町の数値は類似団体平均よりも低くなっています。なお、中央値は 39.51 m²/ha となっています。

■図表 3-11：類似団体の状況

類似団体の状況	菰野町	平均	中央値
人口1人当たり公共施設面積（m ² /人）	2.54	3.69	3.22
可住地面積当たり公共施設面積（m ² /ha）	19.96	28.04	39.51

④ 同規模町村の人口 1 人当たり、可住地面積当たりの公共施設面積

以上、類似団体の状況を見てきましたが、類似団体の中でも人口と可住地面積に幅があることから、類似団体の中から人口と可住地面積が本町と同規模の 4 団体を抽出し、これと比較していくこととします。

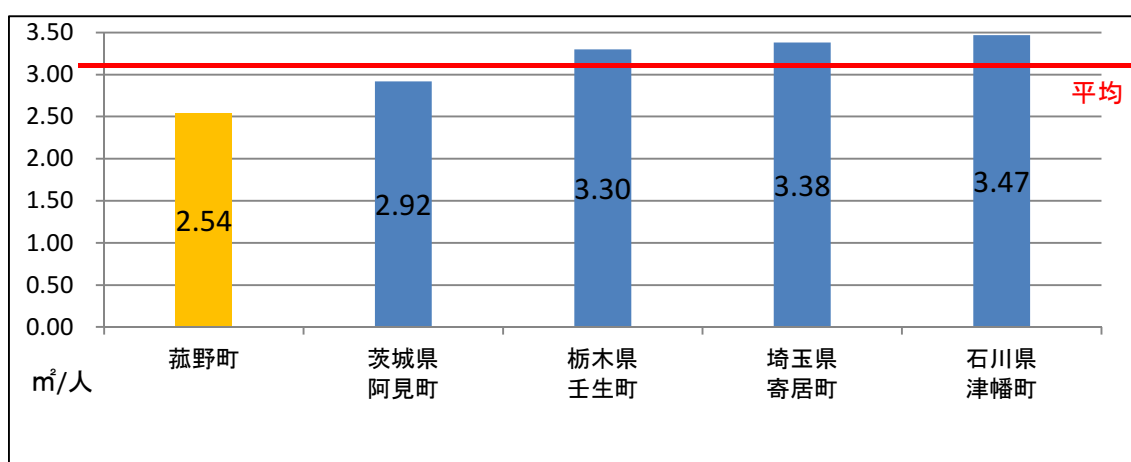
■図表 3-12：人口と可住地面積が同規模の団体

	菰野町	茨城県 阿見町	栃木県 壬生町	埼玉県 寄居町	石川県 津幡町
人 口 (人)	41,492	47,576	39,922	35,213	37,824
可住地面積 (ha)	5,287	5,378	5,696	3,921	5,428

人口：住民基本台帳人口（平成 27 年 1 月 1 日現在）

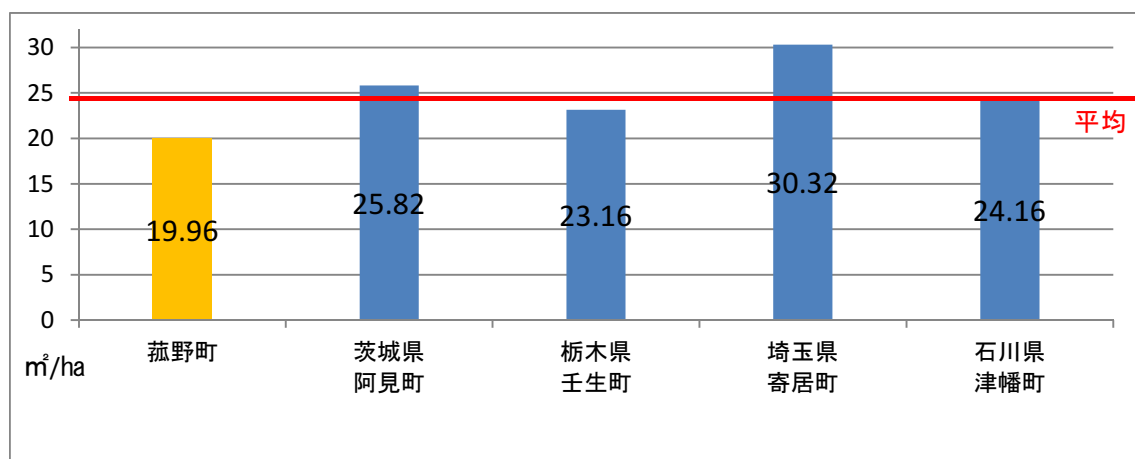
本町を含めた同規模 5 団体の加重平均による『人口 1 人当たり公共施設面積』は 3.10 m²/人となっています。なお、本町の数値は 5 団体中、最も低いことがわかります。

■図表 3-13：同規模団体の人口 1 人当たり公共施設面積



また、本町を含めた同規模 5 団体の加重平均による『可住地面積当たり公共施設面積』は 24.36 m²/ha となっています。なお、本町の数値は 5 団体中、最も低いことがわかります。

■図表 3-14：同規模団体の可住地面積当たり公共施設面積



以上、公共施設の保有面積について、『人口 1 人当たり公共施設面積』と『可住地面積当たり公共施設面積』という 2 つの数値により他市町村と比較してきました。

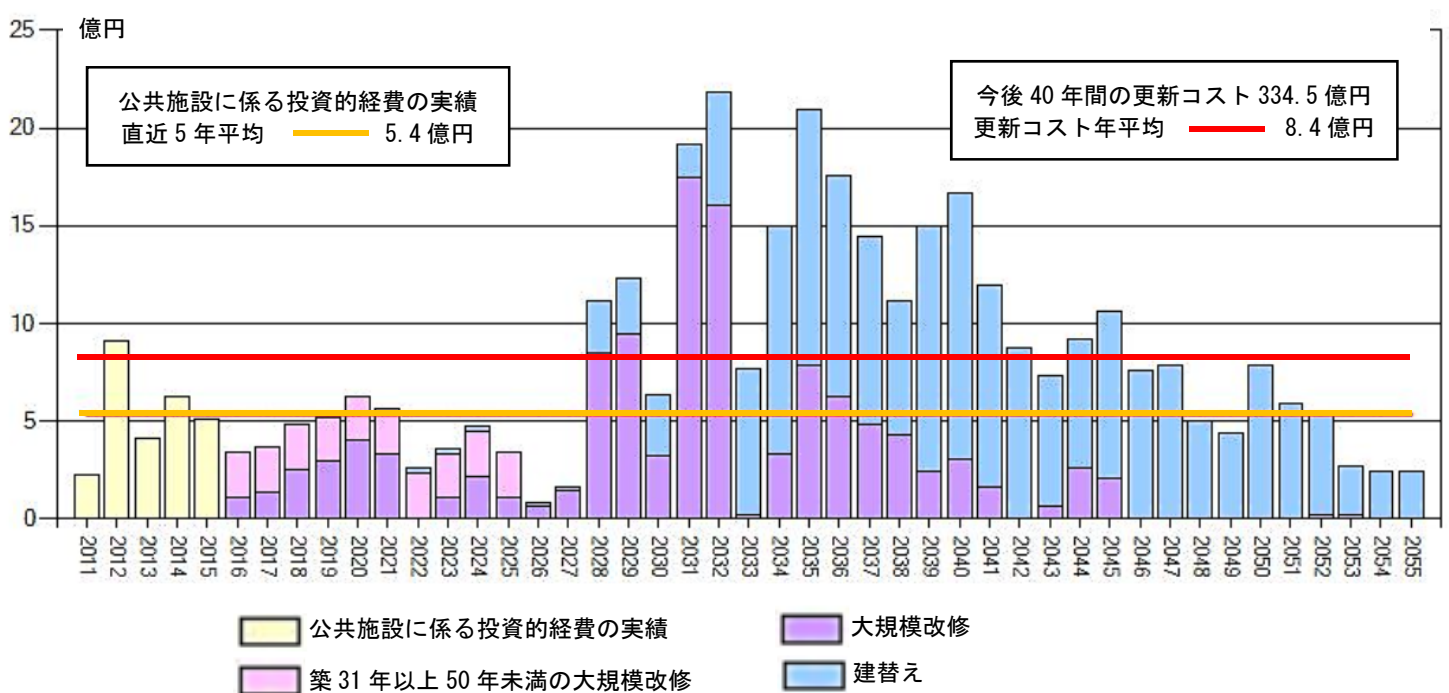
本町の公共施設保有面積は他団体と比べ、いずれも低い数値となっており、合併団体のように、重複する公共施設、余剰施設への対応等の課題は顕著にはなっていませんが、将来的な人口の推移や公共施設の老朽化への対応は、本町においても例外ではありません。

また、当然、公共施設は少なければ少ないほど良いというものではありませんので、公共施設の老朽化等への対応とともに、将来を見据えた上での公共施設の適正配置に今後とも努めていきます。

(3) 公共施設の更新コスト試算

次に、現在の公共施設をすべて維持した上で、改修や建て替えを行っていく場合のコスト試算を行ってみます。

■図表 3-15：公共施設の更新コスト試算



現在保有の公共施設（いわゆるハコモノ）をこれからもすべて維持していくと仮定した上で改修や更新（建て替え）を行った場合、今後40年間の更新コストは総額334.5億円、年平均8.4億円（赤線）という試算となりました。

平成23～27（2011～2015）年度の公共施設に係る投資的経費の実績が年平均5.4億円（黄色線）で、過去9年（2007～2015年度）の公共施設に係る投資的経費の実績が年平均7.1億円ですので、これらと比べると、これまで以上の費用を要するという試算になります。

2. インフラ資産の現状と更新コスト試算

(1) インフラ資産の現状

■図表 3-16：インフラ資産の概要

区 分	大 分 類	保 有 量
インフラ資産	道 路	1級（幹線）町道 27.2 km
		2級（幹線）町道 32.9 km
		その他の町道 543.5 km
		自転車歩行者道 1.4 km
		計 605.0 km
	橋 り よ う	405橋 3.6km
	上 水 道	導水管、送水管、配水管 総延長350.5km
		浄水場4箇所、配水池10箇所、ポンプ場等
	下 水 道 (農業集落排水施設含む)	管渠 総延長243.0km
		農業集落排水処理場4箇所等

①道路・橋りょう

本町が管理する道路は、総延長が 605.0 km となっています。このうち、1 級（幹線）町道の占める割合は 4.5%、2 級（幹線）町道の占める割合は 5.4%、その他の町道の占める割合は 89.8%、自転車歩行者道の占める割合は 0.2%となっています。

橋りょうは 405 橋で総延長が 3.6 km となっています。なお、数値は平成 27 年度及び平成 28 年度の調査時点によるものです。

②上水道

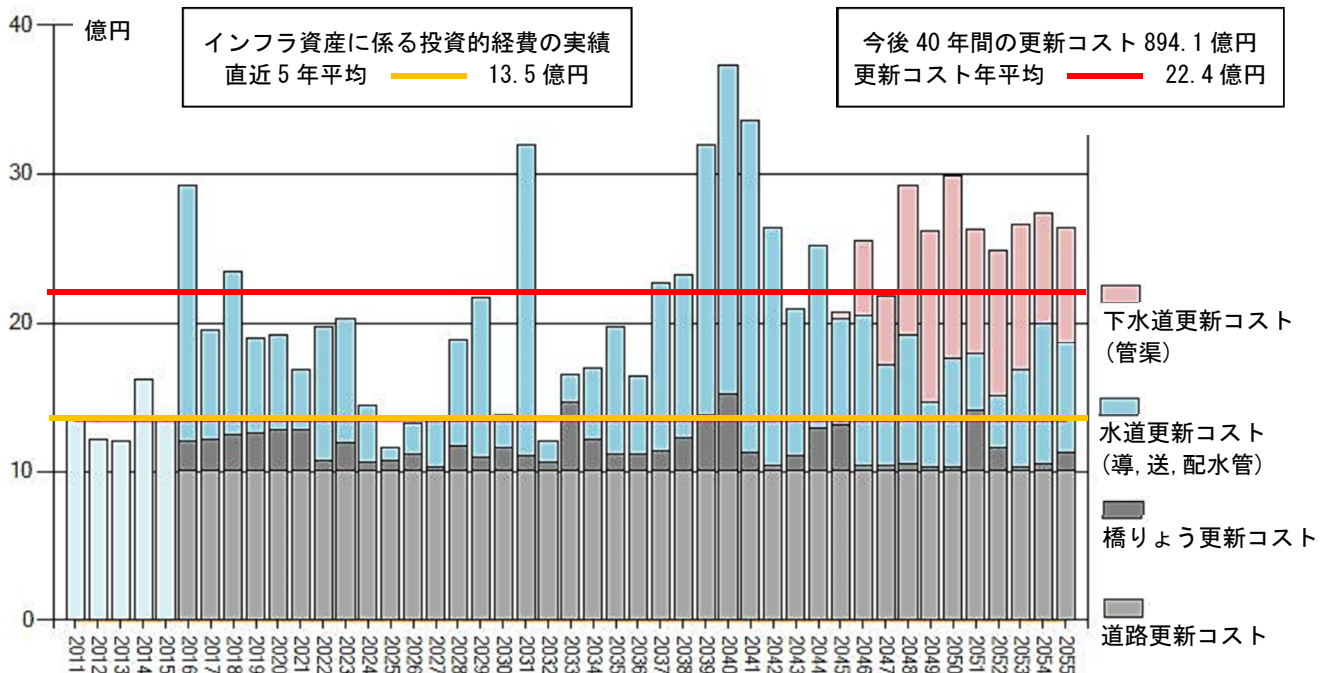
上水道の導水管、送水管、配水管の総延長は 350.5 km で、普及率は 99.9% となっています。

③下水道（農業集落排水施設を含む。）

下水道（農業集落排水施設を含む。）の管渠の総延長は 243.0 km で、農業集落排水施設も含めた下水道普及率は 71.5%、下水道接続率は 87.6% となっています。

(2) インフラ資産の更新コスト試算

■図表 3-17：インフラ資産の更新コスト試算



既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後 40 年間の更新コストは総額 894.1 億円、年平均 22.4 億円（赤線）という試算になります。

平成 23～27（2011～2015）年度のインフラ資産に係る投資的経費の実績が年平均 13.5 億円（黄色線）ですので、これと比べるとこれまで以上の費用を要するという試算になります。

図表 3-15、3-17 の作成及び試算については、地方公共団体の公共施設の維持更新経費の増加が見込まれる中、将来の更新費用を簡便に推計するものとして、総務省が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」により行っています。今後においては、個別施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で得られる情報等を基に精緻化し、充実を図っていくこととします。

なお、令和 2 年度に策定の各公共施設の個別施設計画では、本計画の見直しを行う令和 8 年度（2026 年度）までの間に更新予定の施設はありませんでした。

参考 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
有形固定資産減価償却率	52.80 %	52.90 %	53.40 %	54.50 %

【算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

第4章

公共施設等管理の基本方針

1. 本町における基本方針と数値目標等
2. 庁内の推進体制
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
5. 今後の課題と推進方策

1. 本町における基本方針と数値目標等

(1) 基本方針

公共施設（いわゆるハコモノ）については、更新費用試算額と将来的な少子高齢化や人口減少に応じた数値目標等を設定するとともに、適切な維持管理や長寿命化等により、将来負担の均衡と低減を図ることとします。

また、インフラ資産については、更新費用不足額と将来的な人口減少を踏まえ、必要かつ適切な維持管理、更新に努めるとともに、長寿命化によりライフサイクルコストの低減等を図ることとします。

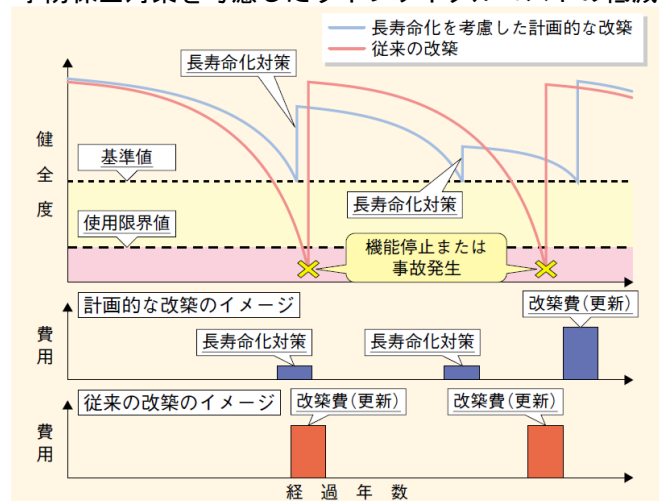
(2) 数値目標等

本計画期間中の人口減少率等に応じて、公共施設保有面積の3%縮減を目標数値とし、将来の人口動向や社会情勢、施設の利用状況等を十分勘案した上で施設の複合化による縮減等を検討していくこととします。

ただし、施設は「人口が2倍になれば2倍必要」、「半分になれば半分で良い」というものではありませんので、施設配置の適正規模に十分留意するとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減や施設管理の効率化によるコスト削減等、あらゆる手段を講じて更新費用を確保することとします。

また、インフラ資産については、将来の人口動向や社会情勢を踏まえ、必要かつ適切な維持管理、更新に努めるとともに、予防保全的管理によりインフラ資産の寿命を延ばし、更新費を抑えることでライフサイクルコストの低減等を図ることとします。

予防保全対策を考慮したライフサイクルコストの低減



出典：平成20年度国土交通白書

2. 庁内の推進体制

(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり

公共施設等を総合的に管理していくため、全庁的な取組体制の構築を進めます。

公共施設等に関する情報を活用するなど、総合的な管理を実施していくためには、担当課が管轄・管理する公共施設等の情報を集約・共有できる体制や組織間の連携強化が必要となります。

そのため、財務や町有地、庁舎管理、一般公共物（担当課所管を除く。）に関する業務を担当する財務課を中心に公共施設等を所管する担当課と連携し、公共施設等に関する情報を集約・共有できる体制の構築を進めます。

(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成

本計画は、30 年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々的人口動向や社会情勢、財政状況等を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

このため、本計画を基とした実施計画、すなわち施設ごとの個別施設計画を別に作成することを基本に、PDCA サイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

『PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle)』とは、事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つです。

『 Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Act（改善） 』の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

施設ごとの点検、診断等の実施結果を蓄積し、その実施状況等を把握できる仕組みづくりを検討します。また、施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施することにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握した上で検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、計画的に改修や更新を行います。また、管理運営にあたっては、指定管理者制度等、官民連携による手法の活用を検討するとともに、新しい技術や考え方を取入れながら維持管理、修繕、更新等を効率的かつ効果的に行うこと等により、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。なお、安全の確保にあたっては、収容避難所又は防災拠点施設であるかどうかなどの視点から対応の優先度を検討します。また、経年劣化による外壁の崩落等の危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

本町では、現在、学校校舎の非構造部材の耐震化を進めています。インフラ資産を含め未耐震のものは耐震化の必要性等を検討し、重要度の高いものから実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握するとともに、ライフサイクルコスト縮減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

(6) 統合や廃止等の推進方針

将来的な更新コスト削減のため、長期的には公共施設等の統合や廃止も視野に入れ、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取組みを進めていく必要があります。ただし、公共施設の統合、廃止等の検討にあたっては、総量削減は財源確保の一つの手段となりますが、単純な面積削減ではなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度等を意識して慎重に検討していく必要があります。

また、各行政サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなどの公共施設等とサービスの関係や公共施設の複合化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取組み）や集約化、転用等を検討するとともに、近隣市町との連携や広域の観点からも検討していくこととします。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

建築物の長寿命化にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにも、年齢、性別、身体状況、国籍などの違いにかかわらず、可能な限り多くの人が同じものを利用できるようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

(8) 脱炭素化に向けた施設整備の推進方針

二酸化炭素の排出量削減など脱炭素化に向けた取組みの一環として、公共施設等における LED 照明設備や太陽光発電設備等の導入を推進します。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

① 行政系施設等

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
行政系施設等	庁舎等	庁舎、各地区コミュニティセンター・支所	15,385.38
	消防施設	消防本部・消防署、消防団車庫・詰所	1,872.62
	その他行政系施設等	清掃事務所、水防資材センター、 旧千種幼稚園等	1,223.51

『行政系施設等』では、中分類として『庁舎等』、『消防施設』、そして、これに含まれない『その他行政系施設等』に分類しています。

『行政系施設等』の大部分を占めるのは役場庁舎で、『行政系施設等』延床面積の63.0%を占めています。経過年数等（平成13年度建築）に応じて設備更新等を計画的に行っています。また、平成28年度及び平成29年度の2箇年度において千種地区コミュニティセンターの整備を進めており、建設地にある旧千種幼稚園を取壊す予定としています。

『行政系施設等』は、「1.（1）基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応するとともに、コミュニティセンターの利用方法の見直しや支所機能のあり方等についても検討していきます。

② 社会教育、文化系施設

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
社会教育、文化系施設	集会施設	南部公民館	568.22
	文化施設	町民センター、杉谷文化財収蔵庫	2,525.31
	図書館	図書館	2,647.32

『社会教育、文化系施設』では、中分類として『集会施設』、『文化施設』、『図書館』に分類しています。

『社会教育、文化系施設』延床面積の大部分を占めるのは図書館（『社会教育、文化系施設』延床面積の 46.1%。平成 19 年度建築）及び町民センター（『社会教育、文化系施設』延床面積の 42.8%）となっています。町民センターは昭和 54 年度に建築し、平成 24 年度に大規模改修を行っています。

『社会教育、文化系施設』は、「１．（１）基本方針」及び「３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

③ スポーツ系施設

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
スポーツ系施設	スポーツ系施設	体育センター、B&G海洋センター	4,079.52

『スポーツ系施設』は、体育センター及びB & G海洋センターです。体育センターは昭和 54 年度に建築、平成 24 年度に大規模改修を行っています。また、B & G海洋センター体育館は昭和 58 年度に建築、平成 22 年度に大規模改修を行っています。

『スポーツ系施設』は、「１．（１）基本方針」及び「３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

④ 学校教育系施設

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
学校教育系施設	学校	小学校（菰野、鶴川原、竹永、朝上、千種）、 中学校（菰野、八風）	51,352.38

『学校教育系施設』には小学校及び中学校を分類しています。

『学校教育系施設』延床面積は、公共施設（いわゆるハコモノ）全体の延床面積に占める割合が最も高く、48.4%となっています。

『学校教育系施設』延床面積のうち、小学校が 62.6%、中学校が 37.4%をそれぞれ占めており、老朽化した校舎については、平成 16・17 年度の竹永小学校の改築、平成 17 年度の菰野中学校南校舎の大規模改修を行った後、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、順次、小学校、中学校校舎の大規模改修を行っています。

また、屋内運動場（体育館、武道場）については、平成 26 年度及び平成 27 年度の非構造部材等の耐震化の際等に、老朽化した施設は大規模改修を行っており、大規模改修を行っていない施設は平成 18 年度以降に建築されたものとなっています。

『学校教育系施設』は、「1.（1）基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施するとともに、現在取り組む校舎の非構造部材等の耐震化を継続して実施します。また、個別施設のあり方については、児童数の推移に留意しながら、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

⑤ 幼稚園・保育園

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
幼稚園・保育園	幼稚園・保育園	保育園（菰野、菰野西、朝上） 幼保園（菰野・菰野東、鶴川原、 竹永、千種） 幼稚園（朝上）	11,132.32

『幼稚園・保育園』には保育園、幼保一体化運営の幼保園（幼稚園・保育園）、幼稚園を分類しています。

老朽化した園舎は、順次、更新、大規模改修を行っています。また、本町では5地区の就学前児童に教育と保育を均等に提供していくため、平成21年度より鶴川原幼保園、竹永幼保園、そして千種幼稚園の園児数の減少により千種幼保園として同じ園舎に幼稚園と保育園を併設する幼保一体化園の取組を始めました。その後、平成25年度には菰野幼稚園を幼保一体化園とし（菰野幼稚園・菰野東保育園）、平成29年度からの朝上地区での幼保一体化園開設に向けて現朝上保育園園舎を改修することにより、菰野町全地区での幼保一体化を図ることとなります。

なお、朝上地区の幼保一体化園の開設に伴い、幼稚園としての用途を終える朝上幼稚園園舎については町北部に常設される地域に密着した子育て支援拠点施設として活用するために改修します。

『幼稚園・保育園』は、「1.（1）基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、児童数の推移に留意しながら、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

⑥ 保健・福祉施設

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
保健・福祉施設	保健・福祉施設	保健福祉センター、老人憩いの家やすらぎ荘	6,879.38

『保健・福祉施設』の大部分を占めるのは保健福祉センターで、『保健・福祉施設』延床面積の 92.5%を占めています。経過年数等（平成 10 年度建築）に応じて設備更新等を計画的に行っています。

『保健・福祉施設』は、「１．（１）基本方針」及び「３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

⑦ 公営住宅

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
公営住宅	公営住宅	町営住宅 (大羽根、見性寺、庄部、宿野、福村、 諏訪、竹成、田光、千種)	2,845.12

『公営住宅』延床面積の大部分を占めるのは福村団地（『公営住宅』延床面積の 56.8%）と大羽根団地（『公営住宅』延床面積の 29.5%）となっています。福村団地は平成 13 年度に建築、大羽根団地（４棟）は昭和 44 年度から昭和 52 年度にかけて建築し、平成 27 年度に 1 棟、長寿命化改善工事を行っています。なお、庄部団地及び竹成団地は平成 28 年度中の取壊しとなっています。

『公営住宅』は、「１．（１）基本方針」及び「３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕を実施します。なお、「菰野町公営住宅長寿命化計画（平成 27 年 1 月）」に基づき、個別施設の長寿命化を図るとともに、今後の町営住宅への需要動向に注視しつつ、適宜適切に対応していきます。

⑧ 公園施設等

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
公園施設等	公園施設等	公園トイレ、管理棟等	604.00

『公園施設等』では、公園内の建物として、管理棟やトイレ、その他公衆トイレを分類しています。大羽根運動公園管理棟、大羽根中央公園と町民センター南多目的広場のトイレ以外は 30 ㎡以下の施設となっています。

『公園施設等』は、「1.（1）基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

⑨ ごみ、資源処理施設

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
ごみ、資源処理施設	ごみ、資源処理施設	清掃センター、リサイクルセンター	2,609.81

『ごみ、資源処理施設』には、清掃センター及びリサイクルセンターを分類しています。平成 3 年度竣工の清掃センターは、平成 11 年度にダイオキシン類削減の規制に伴う排ガス高度処理施設整備を完了し、その後も定期的な保守点検及び補修工事等を行い、平成 26 年度から平成 29 年度までの継続事業での施設延命化のための基幹的設備改良工事等の実施により、20 年間の施設延命化を図ることとしています。また、平成 29 年度から剪定草・木及び硬質プラスチックの資源化の取組等により、廃棄物の減量化、資源化を進め、施設負担軽減等を図ることとしています。

『ごみ、資源処理施設』は、「1.（1）基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、ごみ処理状況等を把握し、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応していきます。

⑩ その他

大分類	中分類	施設	延床面積 (㎡)
その他	その他	斎場・葬祭会館、農村環境改善センター	2,380.76

『その他』は、これまでの分類に区分されない施設で、斎場・葬祭会館と農村環境改善センターを分類しています。斎場は昭和 63 年度に建築し、その後、平成 11 年度に和室の式場 2 室の葬祭会館を整備し、平成 18 年度に東の間の増築及び西の間、中の間の改修を行っています。

『その他』は、「1. (1) 基本方針」及び「3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の下、検討、管理等を行い、計画的に維持、修繕、更新を実施します。また、個別施設のあり方については、施設ごとの老朽化状況等を踏まえた個別施設の長寿命化計画の策定等の中で検討するなど、適宜適切に対応するとともに、農村環境改善センターについては千種地区コミュニティセンター整備との関連でも施設のあり方について検討していきます。

(2) インフラ資産

① 道路・橋りょう

『道路』については、舗装や法面工、土木構造物、道路標識、道路照明灯を対象とした道路ストック総点検の結果を踏まえるなど、効率的かつ効果的な維持管理、修繕、更新を計画的に行います。

また、『橋りょう』については、平成 23 年度に長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的に補修を実施する対症療法型から、致命的な損害が顕在化する前に予防的な補修を実施する予防保全型へ管理手法の転換を図り、順次、修繕を行っています。

なお、平成 27 年度から平成 28 年度にかけての全橋の点検調査を基に、平成 29 年度に長寿命化修繕計画の見直しを行い、引き続き計画的な修繕を行い、円滑なメンテナンスサイクルの構築に努めます。

② 上水道

『上水道』は水道事業会計に属する、導水管、送水管、配水管、浄水場等をインフラ資産として取り扱っています。

菰野町の水道事業は、昭和 38 年 2 月に上水道事業を創設し、菰野地区の給水を開始して以降、順次給水区域を拡大していき、平成 28 年度末には第 6 次拡張事業も完了し、ほぼ町内全域に水道が普及します。

そして、今後は、耐用年数を経過した施設や、今後耐用年数を迎える施設の更新、また、将来発生が予測される南海トラフ地震等自然災害に強い水道施設の整備を行うなど、適正な施設更新を行いながら安全な水道水の安定供給を行えるよう努めてまいります。

③ 下水道

『下水道』は下水道事業会計に属する、管渠、農業集落排水施設等をインフラ資産として取り扱っています。

公共下水道事業は平成 6 年度の事業着手以降、菰野地区、鵜川原地区、千種地区の整備を進め、平成 28 年度は竹永地区を中心に污水管渠を整備しています。また、農業集落排水施設は、4 つの地区のすべての施設において施設の修繕、更新より下水道へ接続した方が経済性比較で有利となるため、「菰野町生活排水処理アクションプログラム」に基づき、平成 37 年度までに小島地区及び西菰野西地区を、平成 38 年度以降に田口地区及び田口新田地区を、それぞれ下水道への接続を予定しています。

今後も「菰野町生活排水処理アクションプログラム」に基づき、経済性比較により集合処理有利と判定した区域については 10 年概成を目指し、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら整備を進めるとともに、適切な維持管理、修繕、更新を行います。

5. 今後の課題と推進方策

(1) 行政サービス水準等の検討

人口減少、少子高齢化社会では、町税等の自主財源の減少や医療、介護等の社会保障関係費の増嵩等による財政面への影響が見込まれます。

公共施設を含め行政サービスの水準をどの程度に保つかが今後の課題となってくるので、将来的な人口動向や公共施設を取巻く状況を踏まえて、そのあり方を十分に議論し、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していくこととします。

また、将来世代への負担軽減のため、経費の徹底した見直しや財源確保等、あらゆる手段を講じてもお財源が不足する場合には、サービス水準の維持等を目的とする施設利用料の見直し等についての検討も必要になってくることが見込まれます。

(2) 住民との情報共有

公共施設等の情報を庁内で集約、共有する体制を構築した上で、公共施設等に関する情報を住民と共有できるよう公開に努めるとともに、施設利用者からの声を公共施設等のあり方や施策に反映させる仕組みを検討していきます。

(3) PPP/PFI の活用について

PPP(Public Private Partnership)とは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る概念や手法をいい、PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設の整備にあたって民間の資金やノウハウを活用する手法をいいます。

現在のところ、本町ではPPP/PFIの導入事例はありませんが、財政負担の軽減等の有用性を研究し、活用について検討していきます。